

文書番号 : I400/PR/04

NKKKQA

情報マネジメントシステム認定センター (ISMS-AC) の ISMS 認定シンボル使用規則

制定日 : 2006 年 12 月 27 日

改訂日 : 2019 年 12 月 12 日



日本海事検定キューエイ株式会社

〒108-0023 東京都港区芝浦2-14-9 海事ビル3階
TEL 03-5427-2505(代) FAX 03-5427-6307

E-mail: nkqa@nkkkqa.co.jp

作成部：品質管理責任者

制定・改訂履歴

制定改訂 年月日	改訂条項/理由	承認者 品責	作成者 課長
2006.12.27	新システム文書 初版制定	犬貝	木村
2007.04.01	文書レビューの結果に基づく改訂 9. JIP-ISAC510-1.3 ISMS 認定マーク使用規程 を ISMS 認定マーク使用規則に訂正	犬貝	木村
2008.01.01	①JIS Q 27006 対応 登録顧客を認証組織に変更 文書番号変更 ②JIP-IMAC510-2.0 への対応 認定マークを認定シンボルに変更	犬貝	木村
2010.05.01	定期文書レビューによる改訂（作成部更新漏れ、関連文書誤字） JIP-IMAC510-2.2 及び JIP-IMAC500-2.1 発行にともない、9. 関連 文書欄を更新	木村	木村
2011.04.25	定期文書レビューによる改訂（JIPDEC 組織名称変更）	木村	木村
2011.06.10	JIP-IMAC510-2.3（IMS 認定シンボル使用規定）発行による改訂、 合わせて文書名変更	木村	木村
2012.01.01	組織変更に伴う改訂	木村	木村
2017.07.01	認定機関の名称変更及び認定シンボル変更に伴う改訂	木村	木村
2019.12.12	認定機関の規定文書番号の版数表記を削除 （規定文書が改訂された場合で、当該文書に影響なく改訂しない場合、 規定文書最新版数との不整合が起きることを解消するため）	鶴居	森本

1. 適用範囲

1.1 目的

この規則は、日本海事検定キューエイ(株) (以下NKKKQAという) によって認証登録された組織 (以下認証組織という) の情報マネジメントシステム認定センター (以下ISMS-ACという) のISMS-AC認定シンボル (以下、認定シンボルという) 使用条件について定める。

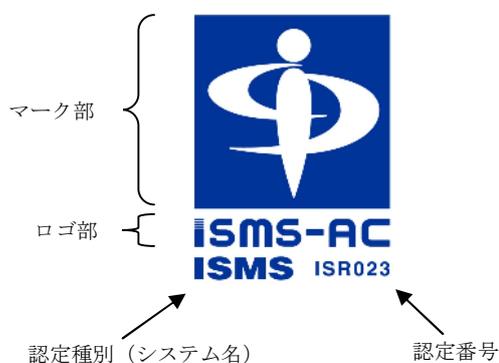
1.2 用語の解説

- 1) 認定番号とは、ISMS-ACがNKKKQAに付与する認定番号をいう。
- 2) マーク規程とは、「IMS認定シンボル使用規定」(JIP-IMAC510)をいう。

2. 認定シンボルの表示

2.1 認定シンボルの構成

認定シンボルは、マーク部、ロゴ部、マネジメントシステム名、及び認定番号より構成される。



従来の認定シンボル（以下参照）も、2020年6月30日まで使用できます。



2.2 認定シンボルの表示

認定シンボルの形、寸法、色等は認定シンボル規定に従うこと。

認定シンボルを印刷物に表示する場合の色は原則として下記指定色とする。

プロセスカラーの場合：(C100%+M70%)

特殊印刷色の場合：(DIC220) 1色

ホームページや電子情報に表示する場合の色指定は原則として下記とする。

WEBカラーズライダーで指定の場合：(003399)

RGBカラーで指定の場合：(R=000, G=051, B=153)

3. 認定シンボルの表示条件

3.1 認定シンボルの縮小または拡大

認定シンボルを縮小または拡大して表示する場合は、寸法比を認定シンボル規定と同一としなければならない。

縮小する場合の最小サイズは、各部分が明瞭に識別できる範囲としなければならない。

3.2 ISMS-ACマーク、ロゴ及び認定種別、認定番号(ISR023)を表示

認定シンボルを表示する場合は、ISMS-ACマーク、ロゴ及び認定種別、認定番号とともに表示しなければならない。

3.3 認定シンボルを並べて表示

認定シンボルを表示する場合は、NKKKQA登録マークと共に表示しなければならない。認定シンボルを単独で表示することはできない。

この場合、NKKKQA登録マークと認定シンボルの関係が明確で、かつ両者が明確に識別できなければならない。

NKKKQA登録マークと認定シンボルを並べて表示する場合、両者が同一のISMS適合性評価制度に基づくものである事を分かりやすくする為に、両マークを枠で囲むことが望ましい。

マークを並べて表示する場合の例



4. 認定シンボルの使用条件

4.1 認証された範囲の明確化

- a) 認定シンボルを、報告書、カタログ、説明書、宣伝・広告用資料、出版物、ホームページ等に使用する場合は、認証された範囲を明記しなければならない。
- b) 認定シンボルを付した封筒などに入れる物は、認定、認証された範囲の文書、広告、パンフレット等とする。

4.2 使用可能範囲

認定シンボルを名刺に使用できるのは、認証を受けた適用範囲の業務に従事する要員が使用する場合のみとする。

5. 認定シンボル使用上の制限

5.1 有効期限

認定シンボルは、NKKKQAの認証有効期限内においてのみ使用できる。

5.2 製品・場所に対する使用の禁止

認定シンボルは、製品や場所に表示してはならない。また製品や場所に対して適合性を示すと誤解される様な方法で表示してはならない。

6. 適用範囲縮小時の処置

6.1 認証範囲の縮小時

認証範囲を縮小した場合、縮小した範囲に関する認定シンボルの使用を名刺での使用を含め直ちに中止しなければならない。

6.2 認証の一時停止、取消し

認証の一時停止期間中、及び認証を取り消された場合、認定シンボルの使用を中止しなければならない。

7. 認定シンボルを使用できなくなった場合の処置

7.1 認定シンボルデータの処置

認定シンボルデータを使用できない状況になった場合、認定シンボルに関するデータを破棄しなければならない。

8. 違反に対する処置

認証組織が本規程に違反した場合、NKKKQAはその内容により適切な処置を講じる。処置の例として、まず是正処置を勧告する。この結果により、本シンボル使用の禁止や認証の取消しを行う場合がある。更に、違反の事実を公表したり、法的処置を講じる場合もある。また、その結果をISMS-ACに報告する。

9. 関連文書

JIP-IMAC510 IMS認定シンボル使用規定

JIP-IMAC500 IMS認定シンボル規定

以上